

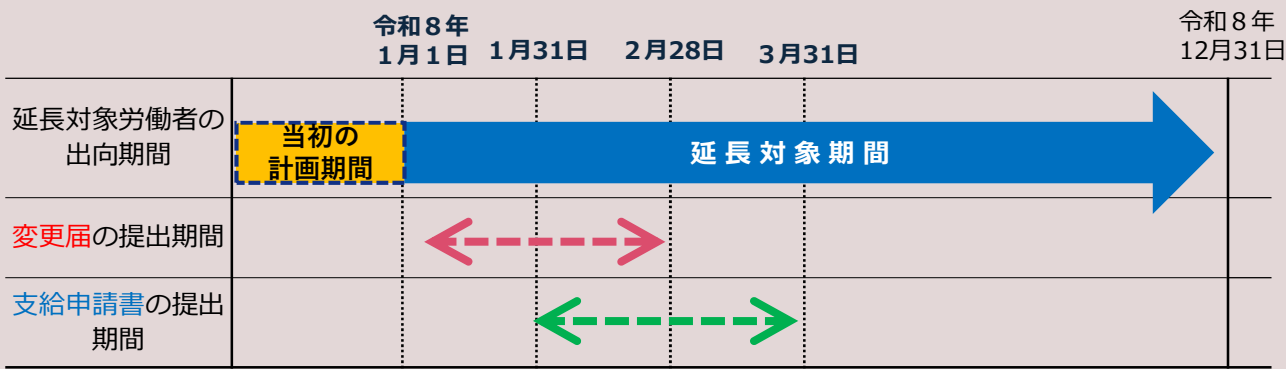
「在籍型出向」を活用して労働者の雇用維持に取り組む事業主の皆さま、人材を活用したい事業主の皆さま

「産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）」 の対象期間が延長されました

産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の助成対象期間が令和8年12月31日まで1年間延長されました。

令和7年中に計画届を提出済みの場合で、令和8年中も助成金を活用するためには、原則、**令和8年2月28日まで**に以下の手続きが必要となります。

例：令和8年1月以降、条件（出向先・出向労働者）を変えずに出向期間を延長する場合
出向期間：令和7年1月1日～令和8年12月31日（1年間延長）



- 変更届の提出期間
⇒令和8年2月28日までに提出。
- 支給申請書
⇒1月単位で支給申請する場合は、変更届提出以降、1月分の支給申請書を令和8年3月末までに提出（以降は、「判定基礎期間」の末日の翌日から2か月以内に提出）。

【必要書類】 ● 提出が必要な書類 △ 各書類の内容に変更があった場合に提出する書類

書類の種類		延長手続き	複数の変更届（延長）を提出する場合（2社目以降）
様式第1号	出向実施計画(変更)届（出向元事業主）	●	●
様式第1号別紙1	出向先事業所別調書	●	●
様式第2号	出向実施計画(変更)届（出向先事業主）	●	●
様式第3号	出向元事業所の事業活動の状況に関する申出書	●	△
様式第4号	出向先事業所の雇用指標の状況に関する申出書	●	●
様式第5号	出向に係る本人同意書	●	●
確認書類(1)	労働組合等との協定書		
	出向協定書	●	●
	労働者代表選任書、委任状 等	△	△
確認書類(2)	事業所の状況に関する書類		
	月次損益計算書、総勘定元帳 等	●	△
	派遣先管理台帳の写し 等 ※出向先事業主が派遣労働者を受け入れている場合	●	●
	就業規則、給与規定 等	△	△
確認書類(3)	出向契約に関する書類		
	出向契約書	●	●